

大洗町立第一中学校「運動部活動に係る活動方針」

平成30年9月1日

1 学校教育における運動部活動の基本的な考え

- (1) 中学校における運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることを目的とするものであり、学校教育の一環として位置付けられるものである。また、学校の教育課程との関連が図られるように留意し、生徒が自主的、自発的に活動できるよう配慮することが大切である。
- (2) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (3) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の方針の策定等

- (1) 「県運営方針」並びに「町運営方針」に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 運動部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。
※ ここでいう「活動計画」とは、運動部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

3 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

- (1) 生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、運動部活動数の調整を図る。
- (2) 各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないように努める。
- (3) 特に競技及び指導経験のない運動部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、運動部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。
- (4) 単一では特定の運動部の活動(大会参加を含む)ができないような場合には、合同部活動等の取組を推進する。また、合同練習会等の機会に指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。
- (5) 各運動部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や運動部顧問の負担が過度とな

- らないことを考慮して、県総合体育大会、県新人体育大会を含め、一ヶ月あたり1大会程度とすることを目安に、参加する大会・試合等を精査する。
- (6) 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう部活動保護者会等を活用して適切に伝える。

4 適切な活動時間・休養日等の設定

(1) 活動時間

ア 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

イ 原則として朝の活動は行わない。生徒にとって心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、放課後の限られた時間で活動していく。ただし、全国中学校体育大会及び県新人体育大会等のいずれも予選を含む試合前については、生徒・保護者の了解の下、顧問から校長に申請があった場合は、朝の活動を検討する。なお、活動の期間は実質1ヶ月とし、開始日については、学校行事等を加味し、校長の判断によるものとする。

ウ その他詳細については、別紙「大洗一中部活動のきまり」による。

(2) 休養日

ア 学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は1日以上を休養日とする。）また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

エ 定期試験等実施前の一定期間を、学校全体の運動部活動休養日として設定する。

(3) 熱中症事故の防止

ア 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。

イ 気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

ウ 特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。また、屋内外に関わらず、状況に応じて活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。

エ 高温や多湿時において、学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会への不参加、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

5 文化部活動への対応

文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「学校の運動部活動に係る活動方針」に準じて対応することとする。